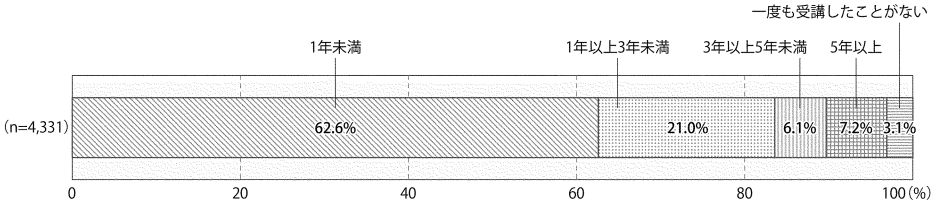
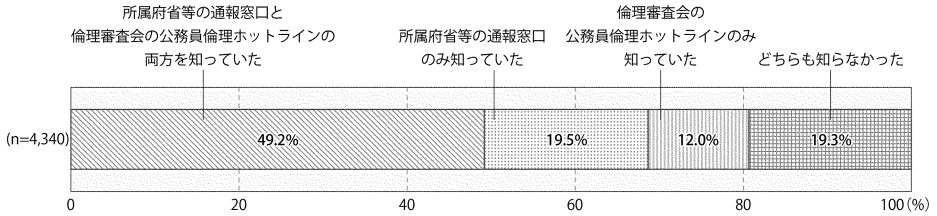
図5　**あなたが公務員倫理に関する研修等に最後に参加してからどのくらいの期間が経過していますか。なお、ここでいう「研修等」には、公務員倫理に関する内容がカリキュラムの一部に組み込まれているもの、自習研修教材やセルフチェックシート等を使用してeラーニング等により職員が個別に受講するもの、説明会、講演会、DVD教材の視聴等を含みます。**



カ　通報窓口の認知度（職員アンケート）

職員に対して、通報窓口を知っているかについて質問したところ、所属府省等の通報窓口及び倫理審査会の通報窓口（公務員倫理ホットライン）の両方又はいずれかを知っていた者の割合は80.7%、倫理審査会の通報窓口（公務員倫理ホットライン）を知っていた者の割合は61.2%であった（図6）。

図6　**倫理法・倫理規程に関する通報窓口には、各府省等のもの（他の通報制度と一体となっているものを含みます。）と倫理審査会のもの（公務員倫理ホットライン）とがありますが、このアンケートが届く前にこれらが設けられていることを御存知でしたか。（電話番号まで知らなくとも、通報窓口が設けられていることだけでも知っていれば「知っていた」ものとしてお答えください。）**



このような各種アンケート調査は、国家公務員の倫理感や倫理規程に定められた行為規制などに対する各方面の印象や見方など、公務員倫理をめぐる状況の的確な把握に資するものであり、倫理審査会としては、今後とも継続的にアンケート調査を実施し、今後の倫理保持のための施策の企画等に活用していくこととする。

第２章　倫理法に基づく報告制度の状況

1　報告制度の概要

倫理法では、国家公務員と事業者等との関係の透明性を確保するため、３種類の報告制度を定めている。各報告制度の概要は、次のとおりである。

⑴　贈与等の報告及びその閲覧制度

ア　本省課長補佐級以上の職員は、事業者等から１件につき5,000円を超える贈与等を受けたときは、各四半期ごとに贈与等報告書を各省各庁の長等に提出しなければならない（倫理法第６条）。

各省各庁の長等は、このうち指定職以上の職員に係る贈与等報告書の写しを倫理審査会に送付しなければならない。

イ　また、事業者等との間の透明性の確保を通じて不適切な贈与等の防止を図る観点から、贈与等の報告には閲覧制度が設けられており、何人も、１件につき２万円を超える贈与等報告書の閲覧を請求できることとされている（倫理法第９条第２項）。

⑵　株取引等の報告

本省審議官級以上の職員は、前年において行った株券等の取得又は譲渡について、株取引等報告書を毎年３月１日から同月31日までの間に各省各庁の長等に提出しなければならない（倫理法第７条）。

各省各庁の長等は、その写しを倫理審査会に送付しなければならない。

⑶　所得等の報告

本省審議官級以上の職員は、前年分の所得等について、所得等報告書を毎年３月１日から同月31日までの間に各省各庁の長等に提出しなければならない（倫理法第８条）。

各省各庁の長等は、その写しを倫理審査会に送付しなければならない。

2　各種報告書の提出状況等

⑴　贈与等報告書の提出状況

指定職以上の職員に係る贈与等報告書の提出件数（平成21～25年度）は、表１のとおりである。

表1　**贈与等報告書の提出状況**（平成21～25年度）

区分／年度	金銭、物品等の供与		飲食の提供等		報酬		合計
	(件)	(%)	(件)	(%)	(件)	(%)	(件)
平成21年度	98	3.2	1,419	46.7	1,524	50.1	3,041
平成22年度	54	1.9	1,590	55.4	1,228	42.8	2,872
平成23年度	55	1.9	1,486	50.6	1,394	47.5	2,935
平成24年度	89	2.5	1,979	55.7	1,484	41.8	3,552
平成25年度	48	1.2	2,434	60.6	1,536	38.2	4,018

（注）１　平成26年４月～12月における提出状況は3,081件（前年同期2,780件、以下同じ。）で、その内訳は、「金銭、物品等の供与」関係が64件（36件）、「飲食の提供等」関係が1,773件（1,632件）、「報酬」関係が1,244件（1,112件）となっている。
２　平成25年度各府省等別内訳については、補足資料参照。

「金銭、物品等の供与」関係の主な贈与品は、書籍、スポーツ・観劇等のチケット類、生花であり、「飲食の提供等」関係の主な提供者は、財団・社団法人等、民間企業及びマスコミであり、「報酬」関係の主なものは、原稿料・印税、講演や討論・座談会出席に対する報酬であった。

なお、平成25年度における同報告書の提出人数は761人となっている。

また、倫理審査会では、指定職以上の職員に係る贈与等報告書の写しについて、特定の事業者等から繰り返し飲食の提供、贈与等を受けるなど、国民の疑惑や不信を招くようなものがないかなどの観点から審査を行い、その結果、倫理法等に違反するものはなかった。

⑵　株取引等報告書の提出状況

本省審議官級以上の職員に係る株取引等報告書の提出件数（平成21～25年）は、表２のとおりである。